

契約管財局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

本市の登録種目	010 土木一式工事	建設業法上の建設工事の種類	土木一式工事
本市の工事種目	01 土木工事	建設業許可の業種	土木工事業

物件等級	経営事項 審査の 総合評定値 (P 点)	予定価格 (税込)	総合評価落札方式 (特別簡易型)	地域要件			受注可能本数（予定価格 700 万円 (税込) 以上に適用）				
				本店 業者	支店業者	市外業者	本店業者		支店業者		市外業者
							土木参加 希望のみ	土木・建築 または 土木・舗装	土木参加 希望のみ	土木・建築 又は 土木・舗装	
A	1,100 点以上	6 億円超 6 億円以下 3 億円以上	適用	入札 参加 可	入札参加 可	入札参加 不可	受注本数制限なし				受注不可
B	800 点～ 1,099 点	3 億円未満 1 億円以上	適用外		入札参加 不可		3 本	参加希望 工事内で 2 本	1 本	参加希望 工事内で 1 本	
C	600 点～ 799 点	1 億円未満 3 千万円以上							受注不可		
D	600 点未満	3 千万円未満									

※ 契約管財局が発注する予定価格 700 万円（税込）未満の案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
予定価格が 6 億円を超える案件については、受注可能本数の制限の対象としない。
上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

(総合評定値に関する事項)

- 経営事項審査の総合評定値（P 点）は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P 点）から 10 点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P 点）とみなすものとする。

(建設業許可区分に関する事項)

- 予定価格 1 億円（税込）以上の案件については、当該業種において特定建設業許可を取得していることを要件とする。
なお、経営事項審査の総合評定値（P 点）が 800 点以上の者で、当該業種において一般建設業許可の者は、予定価格 3 千万円（税込）以上 1 億円（税込）未満の案件に参加できるものとする。

(地域要件に関する事項)

- 本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

(受注可能本数に関する事項)

- 令和 8 年度に大阪市優良成績認定要綱による優良成績認定を受けた本店業者については、その当該工事種目について、1 本を上記の受注可能本数に加えるものとし、該当する工事が複数ある場合であっても、受注可能本数に加えるのは、1 本限りとする。また、令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日の間に完成した本市発注工事（契約管財局以外が発注する案件を含む）のうち、工事種目（01 土木工事、02A 建築工事、03 舗装工事、04 電気工事、05 給排水衛生冷暖房工事及び 06 造園工事）において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から 1 本を減ずるものとし、評定点で 65 点未満の成績が複数あった場合であっても、受注可能本数から減ずるのは、1 本限りとする。
- 請負工事成績評定要領第 9 条の規定に基づき評定の修正が行われた場合も、前述と同様とする。
ただし、同規定に基づき評定の修正を行う年度を含む過去 6 年度間に評定したものを制限の対象とする。この場合、過年度における受注本数及び受注可能本数を増減した制限実施の有無は考慮しないものとする。
なお、修正が行われた場合の通知日が令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日のものを対象とする。

入札参加資格の審査等の取扱いについて

事後審査型制限付一般競争入札により執行する案件においては、以下のとおり取り扱うものとする。ただし、談合情報等により、開札の結果を非公開とし落札決定を保留した案件又は落札決定までに急を要する案件についてはこの限りでない。

(受注制限)

- 1 受注制限とは、別表 1 に定める取扱期間内における受注可能本数を制限することをいう。

(受注可能本数)

- 2 受注可能本数とは、別表 1 に定める取扱期間内における落札可能本数のことをいう。

(受注可能本数に達した場合の取扱い)

- 3 受注可能本数には、落札候補者（共通事項 9 参照）として審査順位が公開された時点で落札者とみなされる案件も含むものとし、受注可能本数が残り 1 本の者が落札候補者として審査順位が公開された時点で、受注可能本数に達したものとみなす。
ただし、当該案件における落札候補者の入札が無効又は落札者とし不在決定（以下、「無効等」という。）がされた時点で受注可能本数に含まないものとする。
- 4 複数案件において同時に落札候補者となった場合については、公告本文に定める開札日時の中の早い案件（公告本文に定める開札日時が同一の場合は、予定価格が高い案件。ただし、落札候補者が無効等になったことにより次順位の者が新たに落札候補者となる場合は、その日を開札日とみなす。）から順に受注可能本数に含まれるものとする。
- 5 落札候補者が既に受注可能本数に達した者又はみなされた者である場合は、入札参加資格を有しない者として当該落札候補者の入札を無効とする。

(随意契約に移行する場合の取扱い)

- 6 再度入札の結果、落札候補者がなく、地方自治法施行令第 167 条の 2 の第 1 項第 8 号に定める随意契約に移行する場合にあっては、その随意契約の相手方となることを承諾した時点で落札候補者と同様の取扱いとする。

(無効とする時点の取扱い)

- 7 無効とする時点については、原則として以下の手順にて行う。
- (1) 審査順位が公開された当日に無効とする審査対象項目
- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する場合
 - ② 建設業法第 28 条第 3 項もしくは同条第 5 項の規定による営業停止処分(大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。)
 - ③ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置
 - ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置
 - ⑤ 工事費内訳書
 - ⑥ 入札参加申請書（共同企業体での入札の場合に限る。)
 - ⑦ 自己採点表（総合評価落札方式案件の場合に限る。)
- (2) 審査順位が公開された日の翌日から起算して 2 日後(本市における執務の休日を除く。)に無効とする審査対象項目
- ① 登録種目
 - ② 希望種目

- ③ 地域要件
 - ④ 受注可能本数
 - ⑤ 資格審査資料を提出期限までに提出しなかった場合
 - ⑥ 自己採点表の根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合（総合評価落札方式案件の場合に限る。）
 - ⑦ 建設業許可
 - ⑧ 経営事項審査
 - ⑨ 社会保険
 - ⑩ 配置予定技術者
 - ⑪ 共通事項3に定める関係会社の参加の有無
 - ⑫ 消費税及び地方消費税の未納
 - ⑬ 指定給水装置工事事業者（入札参加資格で求めている場合に限る。）
 - ⑭ 入札書提出日以降、契約を履行できない事情が発生した場合
 - ⑮ 理由書（労務費ダンピング調査用）を指定する日時までに提出しなかった場合（労務費ダンピング調査の対象案件の場合に限る。）
- (3) 審査順位が公開された日の翌日から起算して4日後（本市における執務の休日を除く。）に無効とする審査対象項目
低入札価格調査根拠資料を提出期限までに提出しなかった場合（総合評価落札方式案件の場合に限る。）
- (4) 審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後（本市における執務の休日を除く。）に無効とする審査対象項目
(1)及び(2)以外の審査対象項目
- (5) 低入札価格調査により無効とする時点は、審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内（本市における執務の休日を除く。）とする。

（無効等となった場合の取扱い）

- 8 落札候補者が、無効等となった場合は、それぞれの時点において落札候補者の次順位の者を新たに落札候補者とする。この場合において落札候補者となる者がいないときは、当該入札を取り止める。

（資格審査資料の取扱いの特例）

- 9 落札候補者が、7(1)のいずれかの入札参加資格を有しない者として無効となる場合は、資格審査資料の提出は要しないこととする。
- 10 落札候補者が、7(2)④の入札参加資格を有しない、もしくは7(2)⑭の契約を履行できないやむを得ない事情が生じた旨を理由書（落札候補者用）により資格審査資料の提出期限までに提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は、入札を無効とし資格審査資料の提出は要しないこととする。

（無効等とする公表の取扱い）

- 11 無効等に該当する者がある場合は、大阪市調達・契約システムの「調達・入札情報」>「調達・入札結果一覧」で公表する。

（落札決定の取扱い）

- 12 落札決定予定日については、公告本文に明示する。
また、落札決定までの日数については、原則として審査順位が公開された日の翌日から

起算して5日後（本市における執務の休日を除く。）とし、低入札価格調査を行った案件は審査順位が公開された日の翌日から起算して17日以内（本市における執務の休日を除く。）とする。

（日程等の特例）

- 13 上記に示す日程等については、年度末時期や年末年始等、諸般の状況を考慮する場合がある。

落札候補者提出資料について

1. 提出方法

大阪市調達・契約システムに添付する方法により提出すること。＊1

(※1 大阪市調達・契約システムで提出できない場合は電話にてご連絡のうえ下記メールアドレス宛に提出すること。)

→ kouji-jigoshinsa@city.osaka.lg.jp

電話: 06-6484-7893

2. 提出期限(下記の時間までに必着のこと)

審査順位公開日の翌日※2の午後5時30分

ただし、低入札価格調査制度を適用する案件における低入札価格調査根拠資料については、審査順位公開日の翌日※2から起算して3日後※2の午後5時30分

なお、これらによらない場合は、別途本市の指定する日時とする。

※2 本市における執務の休日を除く

3. 提出書類

○…必須書類、△…必要に応じて提出する書類

	確認欄	書類の要・否	提出書類	説明
ダウンロード可能なもの	1	○	001 入札参加資格審査申請書	・本市指定様式 ・以下リンクをクリックまたは、大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集(工事請負関係)】>【入札参加資格審査申請書様式】からダウンロード リンクはこちら⇒ 入札参加資格審査申請書一覧
	2	○	300-2【給水あり】配置予定技術者調書	
	3	○	003 資本関係・人的関係等に関する調書(両面印刷)	
	4	○	004 社会保険等に関する誓約書	
	5	○	005 大阪市の税等に関する誓約書	
	6	△	006 施工実績調書	
	7	△	007 使用船舶宣誓調書(両面印刷)	
	8	△	008 災害時及び故障時等でも6時間以内の配置確認調書	
	9	△	009 施工体制確認書(給排水衛生冷暖房工事)	
	10	△	100 主任技術者経歴書 ・実務経験による主任技術者を配置する場合のみ	
	11	△	101 用船契約に関する誓約書 ・工事期間中に用船契約が満了する場合のみ	
	12	△	102 計画書 ・共通事項1(2)③カ(専任特例1号)又は共通事項1(2)③コ又はシの適用を受ける場合のみ	
(準備いただくもの)	13	○	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書(両面印刷)	・本市指定様式 ・以下リンクをクリックまたは、大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集(暴力団等排除関係)】>【元請人用ダウンロード】からダウンロード リンクはこちら⇒ 各種資料・ダウンロード
	14	○	配置予定技術者調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件を満たす資格・免許、雇用関係等について、これを証する書類を添付すること。(書類に個人番号(マイナンバー)の記載があれば、黒塗りした上で添付すること) ・雇用関係書類は次のいずれかの資料(写し)により確認します。(ただし、代表者を配置予定技術者とする場合を除きます。) (1) 監理技術者資格者証 (2) 健康保険被保険者証(記号、番号、保険者番号、QRコードを黒塗りすること) (所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和7年12月1日までの取扱いとする。) (3) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(年金事務所が受け付けたこと分かるもの) (4) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 (5) 市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)
	15	○	経営業務の管理責任者証明書等(様式第7号もしくは様式第7号の2(第一面から第四面まですべて))	・建設業許可申請書(副本)の写しを提出すること(許可業種全て) ※直近の届出が平成27年3月31日以前: 専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2)) 直近の届出が平成27年4月1日以降: 専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)
	16	○	専任技術者証明書(様式第8号(1)又は(2))もしくは専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)※	
	17	△	施工実績調書記載内容を証する資料	・公告本文に掲げる条件について、これを証するものとして、調書に指定の書類を添付すること
	18	△	使用船舶宣誓調書記載内容を証する資料	
	19	△	災害時及び故障時等でも6時間以内の配置確認調書記載内容を証する資料	
	20	△	優良住宅部品認定書の写し	
	21	△	管理体制表	・案件ごとの参加資格で求めている場合のみ
	22	△	指定給水装置工事事業者証の写し	・施工場所が大阪市内の場合は、工事場所が所在する水道事業者の指定給水装置工事事業者証の写し
	23	△	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認(申請)書(証明印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	24	△	雇用保険適用事業所設置届事業主主控(受理印が付されたもの)等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	25	△	障害者雇用状況報告書の写し	・公共職業安定所へ提出した最新のもの ・提出の必要がある者のみ
	26	△	事業協同組合員名簿	・開札日現在の組合員がわかるもの ・事業協同組合で入札参加した場合のみ
	27	△	領収書の原本	・入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市の税を開札日より2週間以内 に納付した場合のみ ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
	28	△	大阪市優良成績認定書	・別表1の取扱いにより、大阪市優良成績認定を受け、受注可能本数を1本加える場合

4. 実績申告型案件の際に必要な資料（自己採点表の得点に応じて必要書類を提出・物件等級Dランクは提出不要）

		確認欄	書類の 要・否	提出書類	説明
ダウンロード できるもの	1		△	301・企業の施工実績調書 1 又は302・企業の施工実績調書 2	・本市指定様式 ・以下リンクをクリックまたは、大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集（工事請負関係）】>【入札参加資格審査申請様式】からダウンロード ・作成にあたっては、実績申告型作成要領を参照すること リンクはこちら➡ 入札参加資格審査申請書一覧
	2		△	303・企業の直営技術力調書 1 又は304・企業の直営技術力調書 2	
	3		△	305・企業の体制整備調書 1 (a) 又は306・企業の体制整備調書 1 (b) 又は307・企業の体制整備調書 2	
	4		△	308・配置予定技術者の施工経験調書 1 又は309・配置予定技術者の施工経験調書 2	
	5		△	310・配置予定技術者の施工管理能力調書	
	6		△	311・社会性・信頼性調書（地域貢献）	
ご準備 いただくもの	7		△	企業の施工実績調書記載内容を証する資料	
	8		△	企業の直営技術力調書記載内容を証する資料	
	9		△	企業の体制整備調書記載内容を証する資料	
	10		△	配置予定技術者の施工経験調書記載内容を証する資料	
	11		△	配置予定技術者の施工管理能力調書記載内容を証する資料	
	12		△	社会性・信頼性調書記載内容を証する資料	

(別表4)

入札無効の取り扱いについて

本案件については、次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。

無効とする時点は、1～4は審査順位が公開された当日、5は審査順位が公開された日の翌日から起算して2日後（本市における執務の休日を除く、以下同じ）、6は審査順位が公開された日の翌日から起算して5日後とする。

なお、この取り扱いに定めのない事項については、別表2及び共通事項によるものとする。

- 1 実績申告書（自己採点表）を電子入札システムにより提出していない。
- 2 電子入札システムにより提出した実績申告書（自己採点表）に「商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）」又は「配置予定技術者氏名」を記載していない。
- 3 電子入札システムにより提出した実績申告書（自己採点表）において「得点」のいずれか又はすべての項目を選択していない。
- 4 電子入札システムにより提出した実績申告書（自己採点表）に記載した「商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）」が、入札者の情報と異なる。ただし、明らかに誤字や脱字と識別できる場合、又は入札書提出時以後に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。
- 5 電子入札システムにより提出した実績申告書（自己採点表）に記載した「配置予定技術者氏名」が「配置予定技術者調書」と異なる。
- 6 実績申告書（自己採点表）の得点の合計が入札参加資格に定める評価基準点に満たない。

配水管工事における事後審査型制限付一般競争入札（実績申告型）について

大阪市水道局

大阪市水道局では、平成 30 年 4 月 1 日から、配水管工事における入札方式として「事後審査型制限付一般競争入札（実績申告型）」を導入し、平成 30 年 11 月 1 日から本格的な運用を開始してきましたが、平成 31 年 4 月 1 日から、入札参加資格と実績申告の評価項目を見直しました。

令和 8 年 4 月 1 日以降の公告案件についても引き続き次のとおり運用しますので、お知らせいたします。

1. 対象工事*1、2

水道局発注の配水管工事（物件等級 A～D）〔登録種目 010：土木一式工事〕

- *1 浄水場及び配水場内の配水管工事、配水管の修繕工事、給水装置改良工事、配水管を撤去するだけの工事、総合評価落札方式を適用する工事並びに予定価格 700 万円未満の小規模工事などは対象外とします。各々の工事の入札公告における入札説明書によりご確認ください。
- *2 競争性確保等の観点から問題があると判断される場合には、本制度及び配水管工事における入札参加要件を見直します。

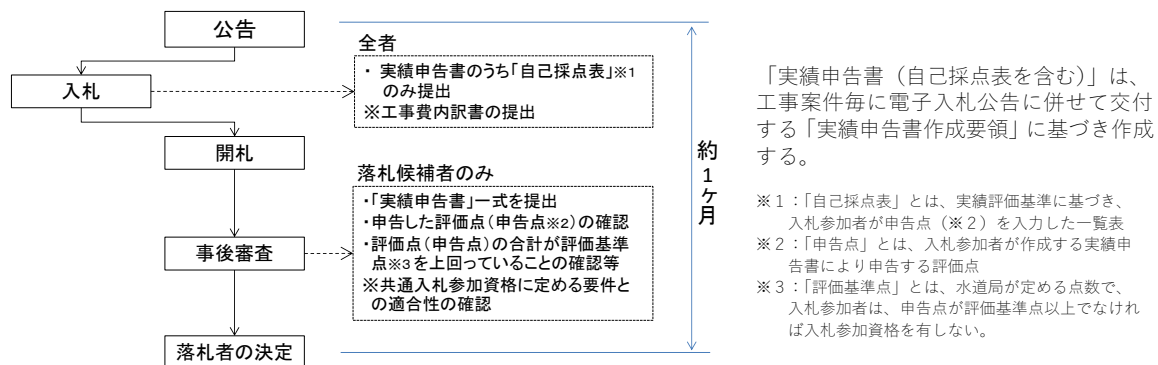
2. 「事後審査型制限付一般競争入札（実績申告型）」の概要

入札参加者が入札書の提出の際に添付する「実績申告書（自己採点表）」により申告する評価点（申告点）の合計が、一定の技術力等を有する基準として定める「評価基準点」以上となる入札参加者から、価格競争で落札候補者を決定する方式です。

落札候補者に対して基準達成の適否を審査して、入札参加資格を有しないことが明らかとなった場合、提出された入札書は無効とします。

※ 「実績申告書」とは、入札書提出時に提出する「実績申告書（自己採点表）」と、それに関して事後審査時に提出する「確認資料」のすべての書類のことです。

〔実施フロー〕



「実績申告書（自己採点表を含む）」は、工事案件毎に電子入札公告に併せて交付する「実績申告書作成要領」に基づき作成する。

- ※1：「自己採点表」とは、実績評価基準に基づき、受注者が申告点（※2）を入力した一覧表
- ※2：「申告点」とは、入札参加者が作成する実績申告書により申告する評価点
- ※3：「評価基準点」とは、水道局が定める点数で、入札参加者は、申告点が評価基準点以上でなければ入札参加資格を有しない。

3. 実績申告書（自己採点表）

令和8年4月1日から運用する実績申告書（自己採点表）は、下表のとおりです。

令和8年4月版

実績申告書（自己採点表）

工事名称:

商号又は名称:

配置予定技術者氏名:

分類	評価項目(注1)		評価内容(注1)	評価基準(注1)	配点(注1)	得点(注3)	備考(注1)	
企業の技術力	施工実績	ア) 優良成績評定事業者表彰受賞の有無	過去5年間の大阪市水道局発注の配水管工事において、大阪市優良成績評定事業者表彰の有無(共同企業体としての受賞を含む)	受賞実績有無	6	/ 6	令和3年度から令和7年度における受賞実績の有無。複数の受賞案件があっても1受賞案件のみを評価対象とする。	
		イ) 優良な工事成績点の有無	大阪市水道局発注の配水管工事のうち、過去2年間の工事成績点(最高点)	①80点以上	5		令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成検査を受け、合格した工事が対象。複数の実績があっても1実績のみを評価対象とする。	
				②75点以上79点以下	4			
		ウ) 同種・類似工事の実績の有無	過去15年間に元請として完成引渡が完了した官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社に基づく高速道路会社、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者発注の配水管工事の有無	同種・類似工事の実績有無	3		平成23年4月1日から入札書提出日までに元請として完成・引渡が完了した同種・類似工事の実績。複数の実績があっても1実績のみ対象とする。	
	直営技術力	直営施工の有無	過去5年間における官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社に基づく高速道路会社、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者発注の配水管工事において、元請(直営)施工の有無	①主要工種のうち、管工(配水管工事)及び接合替工(給水管工事)の両方を直営施工	5	/ 5	令和3年4月1日から入札書提出日までに元請として完成・引渡が完了した工事に対する直営施工実績	
				②主要工種のうち、管工(配水管工事)のみの直営施工	3			
		給水管工事の直営施工	大阪市指定給水装置工事事業者	指定有無	2	/ 2		
	体制整備	人員体制	配置予定技術者に求める資格要件を満たす技術者の雇用状況	本工事の配置予定技術者以外に、同様の資格要件を満たす技術者を1名以上雇用	1	/ 1		
		災害時に即応できる機械の保有状況	災害時の復旧工事で使用する建設機械を所有又はリース契約(1年を超える契約期間を有するもの)をしている	建設機械の所有又はリース契約の有無	1	/ 1		
	配置予定技術者の技術力	施工経験	ア、イのいずれかを選択して申告	ア) 優良な工事成績点の有無	過去5年間の大阪市水道局の配水管工事において、監理技術者、主任技術者として従事した工事の成績点(最高点)	①80点以上	/ 5	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに元請として完成・引渡が完了した工事が対象。全施工期間に従事したものに限り評価の対象とする。複数案件があっても1案件のみを評価対象とする。
					②75点以上79点以下	4		
イ) 同種・類似工事の経験の有無			過去15年間に元請として完成引渡が完了した官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社に基づく高速道路会社、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者発注の配水管工事において、監理技術者、主任技術者として従事した経験の有無	同種・類似工事経験有	3	平成23年4月1日から入札書提出日までに元請として完成・引渡が完了した同種・類似工事が対象。全施工期間に従事したものに限り評価の対象とする。複数の実績があっても1実績のみ対象とする。		
施工管理能力		①～⑤のいずれかを選択して申告	保有する資格	国家資格等を有する技術者の配置(配置技術者の資格取得状況)	①技術士〔上下水道部門〕(総合技術監理部門含む)	3	/ 3	
					②給水装置工事主任技術者	2		
					③1級土木施工管理技士 ④1級建設機械施工技士 ⑤1級管工事施工管理技士	1	/ 3	複数保持していても、1点とみなす
		資格の複数保有(加算点)	保有する資格数(上記①～⑤)(配置技術者の資格取得状況)	3個以上	3	/ 3		
				2個	2			
信託関係性	地域貢献	災害時における被災地での復旧工事の従事実績	平成7年1月阪神・淡路大震災以降、災害時において、被災地で配水管又は給水管の応急復旧工事の従事した実績	従事実績有無	1	/ 1	本市以外の他水道事業体の要請による被災地での応急復旧工事の実績も含む	
	基礎項目(注2)(網掛け項目)の合計点					0	【物件等級A、B、C】基礎項目で3点以上、又は、全項目が5点以上であること 【物件等級D】基準点による審査は行わない	
	全項目の合計点					0		

(注1) 次年度以降の入札公告案件の審査に用いる評価項目、配点、及び事後審査時に提出を求める資料一式等については、別途定め、追って公表します。また、評価基準点をはじめ、評価項目や配点方法については、今後、学識経験者の意見を聴取し、適宜、見直しを行います。

(注2) 企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験を評価する項目

(注3) 0点であっても得点は必ず記載(プルダウン選択)してください。「得点」のいずれか又はすべての項目を選択していない場合(空欄の場合)は、入札を無効とします。

4. 実績申告書の評価基準

物件等級	評価基準
A ランク (3 億円以上)	実績申告書において <u>全項目：5 点以上</u> または <u>基礎項目：3 点以上</u>
B ランク (1 億円以上 3 億円未満)	
C ランク (3 千万円以上 1 億円未満)	
D ランク (3 千万円未満)	当面の間は、基準点による審査はしない (自己採点表の提出は必要)

5. 入札参加資格

「事後審査型制限付一般競争入札（実績申告型）」を適用する案件においては、給水管工事が含まれる場合（極めて少数な場合を除く）と、含まれない場合によって区分し、次のとおり、建設業許可と配置予定技術者に関する入札参加資格要件を求めます。

5-1. 給水管工事が含まれる場合（極めて少数な場合※ を除く）

※ 極めて少数な場合とは、給水管工事箇所が 10 か所未満、かつ直接工事費に対する給水管工事費の割合が 3% 未満の工事をいう。

（1）建設業許可

次の①及び②の許可を有すること。

- ① 建設業法に基づく【土木工事業】にかかる特定又は一般建設業許可
- ② 建設業法に基づく【管工事業】にかかる特定又は一般建設業許可

ただし、予定価格 1 億円（税込）以上の案件においては、次の①及び②の許可を有すること。

- ① 建設業法に基づく【土木工事業】にかかる特定建設業許可
- ② 建設業法に基づく【管工事業】にかかる特定又は一般建設業許可

※②については、いずれの場合でも【管工事業】にかかる建設業許可を有することが要件であり、本市入札参加有資格者名簿の種目登録、経営事項審査の総合評定値及び完成工事高の有無は要件としない。

（2）配置予定技術者に求める要件

次の①②③のすべての条件を満たす者を「監理技術者」、「専任特例 2 号の監理技術者及び監理技術者補佐（※専任特例 2 号とは建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者）」又は「主任技術者」として配置できること。

- ① 建設業法に係る「土木工事業」の「監理技術者」、「専任特例 2 号の監理技術者及び監理技術者補佐」又は「主任技術者」で、入札公告【共通事項】1—(2)—③の条件を満たす者

- ② 「配水管技能者」又は「技術士[上下水道部門]（総合技術監理部門含む）」
- ③ 「サドル付分水栓の穿孔資格者」又は「技術士[上下水道部門]（総合技術監理部門含む）」
若しくは「給水装置工事主任技術者」

配置予定技術者に求める要件		
①	②	③
建設業法に係る「土木工事業」の「監理技術者」、「専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐」※ ⁴ 又は「主任技術者」で、入札公告【共通事項】1－(2)－③の条件を満たす者	配水管技能者※ ¹	サドル付分水栓の穿孔資格者※ ²
	給水装置工事主任技術者 技術士[上下水道部門]（総合技術監理部門含む）※ ³	

※¹ 配水管技能者とは、「(社)日本水道協会主催 配水管技能講習会」又は「(社)日本ダクタイル鉄管協会主催 JDP A継手接合研修会」いずれか1つ以上の修了証書（受講証）の所持者。

※² (財)給水工事技術振興財団が実施している「給水装置工事配管技能検定会 全国標準検定」の合格者。
なお、以下のいずれかを満たす者についても、同等の資格者とする。

- ・「給水装置工事配管技能検定会 地域オプション検定 甲型分水栓取付工法-Ⅱ」の修了者。
- ・(株)大阪水道総合サービス（(財)大阪市水道技術協会及び(財)大阪市水道事業サービス協会を含む）による耐震防食型分水栓穿孔講習会修了者。
- ・本市が過去に実施した穿孔講習会のうち、甲型分水栓または耐震防食型分水栓による鑄鉄管からの分岐穿孔講習会修了者。
- ・(財)給水工事技術振興財団が、以前に発行していた「給水装置工事配管技能者講習会修了者証」（平成23年度末まで）または「給水装置工事配管技能検定合格者証」（平成28年度末まで）の所持者。

※³ 技術士[上下水道部門]（総合技術監理部門含む）は以下のいずれかを満たす者。

- ・技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（旧水道部門を含む）（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ・技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般」及び「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

※⁴ 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、そのいずれかの者が②③の両方の要件を満たしていれば可とする。

○配置予定技術者調書への記載について

配置予定技術者が保有する上記（2）の要件（代替資格を含む。）については、別表3「落札候補者提出資料一覧表」に規定する「配置予定技術者調書（別紙1）」において「法令による資格・免許等」欄の箇所に記載するかたちで明示するとともに、それを証するものの写しを添付すること。

5-2. 給水管工事が含まれない場合、又は極めて少数な場合※

※ 極めて少数な場合とは、給水管工事箇所が10か所未満、かつ直接工事費に対する給水管工事費の割合が3%未満の工事をいう。

(1) 建設業許可

次の許可を有すること。

- ・ 建設業法に基づく【土木工事業】にかかる特定又は一般建設業許可

ただし、予定価格1億円（税込）以上の案件においては、次の許可を有すること。

- ・ 建設業法に基づく【土木工事業】にかかる特定建設業許可

(2) 配置予定技術者に求める要件

次の①②のすべての条件を満たす者を「監理技術者」、「専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐」又は「主任技術者」として配置できること。

- ① 建設業法に係る「土木工事業」の「監理技術者」、「専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐」又は「主任技術者」で、入札公告【共通事項】1—(2)—③の条件を満たす者
- ② 「配水管技能者」又は「技術士[上下水道部門]（総合技術監理部門含む）」

配置予定技術者に求める要件	
①	②
建設業法に係る「土木工事業」の「監理技術者」、「専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐」※ ³ 又は「主任技術者」で、入札公告【共通事項】1—(2)—③の条件を満たす者	配水管技能者※ ¹
	技術士[上下水道部門]（総合技術監理部門含む）※ ²

※1 配水管技能者とは、「(社)日本水道協会主催 配水管技能講習会」又は「(社)日本ダクタイル鉄管協会主催 JDP A継手接合研修会」いずれか1つ以上の修了証書（受講証）の所持者。

※2 技術士[上下水道部門]（総合技術監理部門含む）は以下のいずれかを満たす者。

- ・ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（旧水道部門を含む）（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ・ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「上下水道一般」及び「上水道及び工業用水道」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

※3 専任特例2号の監理技術者及び監理技術者補佐を配置する場合は、そのいずれかの者が②の要件を満たしていれば可とする。

6. 留意事項

当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札に係る調査資料（上記3.の「確認資料」を含む）に虚偽の記載をした場合は、大阪市入札参加停止措置要綱に基づき停

止措置を講じる場合があります。

7. 今後の予定

事業者の技術的能力向上・モチベーション向上という制度導入の趣旨を鑑みて、評価基準をはじめ、評価項目や配点方法については、平成31年4月以降の運用状況や学識経験者の意見等を踏まえながら、引き続き検証と見直しを継続していくこととしており、それに合わせて、競争性の確保に配慮しながら段階的に評価基準点の引き上げを行うことも検討します。

なお、競争性確保の観点から問題があると判断される場合には、本制度及び入札参加要件を見直すものとします。

実績申告書作成要領

本要領は、実績申告書の作成及び提出に関する方法を示したものであり、実績申告書の作成及び提出に関する基本的な留意点を示している。

1 実績申告書の作成及び提出について

- 1) 実績申告書については、公告に定める審査を行うものとし、審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出された入札書は、無効とする。
- 2) 実績申告書（自己採点表・実績申告の内容を証明する調書類）の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 3) 実績申告書は、入札参加者が自ら作成すること。
- 4) 実績申告書（自己採点表）（以下「自己採点表」という。）は、電子入札システムの「工事費内訳書」様式のファイル内のシートに様式を指定（シート：自己採点表(1)）しているので、様式をダウンロードして作成し、入札書提出の際に「工事費内訳書」ファイルの添付により提出すること。
 - ① 自己採点表 別紙1
- 5) 自己採点表は、「商号又は名称」及び「配置予定技術者氏名」を入力し、評価項目ごとに該当する得点をプルダウンから選択すること。
- 6) 入札書提出日現在で配置予定技術者が特定できず、複数の配置予定技術者で申請を行う場合は、配置予定技術者ごとに自己採点表を作成すること。その際の自己採点表の作成は、4）と同様に、「工事費内訳書」様式のファイル内の指定シート（自己採点表(2)～(5)）から必要数のシートを使用し、それぞれの自己採点表について企業の技術力の項目も含め各項目の得点を選択すること。
- 7) 公告に定める事後審査の対象者（以下「落札候補者」という。）が提出する実績申告の内容を証明する調書類（以下「調書」という。）は以下のとおり。
 - ②から⑦については、落札候補者が申告する項目のみとし、4）で提出した項目及び内容の変更は、原則認めないものとする。
 - ② 企業の施工実績調書1、2 別紙②－（1）、（2）
（必要に応じて参照書類等を添付）
 - ③ 企業の直営技術力調書1、2 別紙③－（1）、（2）
（必要に応じて参照書類等を添付）
 - ④ 企業の体制整備調書1、2 別紙④－（1）、（2）
（必要に応じて参照書類等を添付）
 - ⑤ 配置予定技術者の施工経験調書1、2 別紙⑤－（1）、（2）
（必要に応じて参照書類等を添付）
 - ⑥ 配置予定技術者の施工管理能力調書 別紙⑥
（必要に応じて参照書類等を添付）
 - ⑦ 社会性・信頼性調書（地域貢献） 別紙⑦

(必要に応じて参照書類等を添付)

- 8) 調書提出後の当該資料内容の変更は、原則認めないものとする。
- 9) 調書は、別紙の様式により作成し、右肩にページ数を記載すること。
- 10) 調書の提出日、提出方法、質問及び回答は、公告による。
- 11) 落札候補者が提出する調書は、書面により1部作成し提出すること。コンパクトディスク等の電子媒体での提出は認めない。

2 実績申告書について

- 1) 実績申告書の作成にあたっては、実績申告書作成要領を熟読した上で作成すること。
- 2) 実績申告書の審査の内容については、「3 実績申告書に係る評価基準」に定める。
- 3) 自己採点表で申告する評価点(申告点)は、「全体の合計点」と、「企業の技術力」の施工実績、「配置予定技術者の技術力」の施工経験の合計点である「基礎項目の合計点」に対して、両方申告すること。
- 4) 自己採点表における「企業の技術力」の施工実績及び「配置予定技術者の技術力」の施工経験を、共同企業体での実績とする場合には、代表者の実績のみを申告の対象とする。なお、出資比率が次の場合に限り共同企業体における代表者以外の構成員としての実績も申告の対象とする。
2社:30%以上、3社:20%以上、4社:15%以上
- 5) 自己採点表における「配置予定技術者の技術力」については、複数(5名まで)の技術者について申告を認める。複数の配置予定技術者で申請を行う場合には、「1 実績申告書の作成及び提出について」6)のとおり、配置予定技術者ごとに自己採点表を作成すること。評価を得た場合は、その技術者の中から当該工事の配置技術者を選任するものとする。また、事後審査の際に落札候補者が提出する「配置予定技術者調書」に、自己採点表により申請した配置予定技術者の中から選定した者を記載していないときは、公告に定めるところにより、提出した入札書を無効とする。
- 6) 配置予定技術者は落札後において、実際に配置する技術者の変更は認めない。ただし、「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと大阪市が認める場合にはこの限りではない。

3 実績申告書に係る評価基準

分類	項目			評価内容	配点	評価点	備 考
企業の技術力	施工実績	ア、イ、ウのうち、いずれかを選択して申告	表彰受賞の有無	大阪市水道局発注の配水管工事において、令和3年度から令和7年度までの間における、大阪市優良成績評定事業者表彰要綱に基づく大阪市優良成績評定事業者表彰の有無（共同企業体としての受賞を含む） ※大阪市優良成績評定事業者表彰を受賞した案件がある場合、全ての実績申告型の工事案件に申告できる。ただし、複数の受賞案件を申告しても1受賞案件のみを評価の対象とする。 ※共同企業体による施工の場合は、代表者または出資比率が次の構成員の実績に限る。 2社：30%以上、3社：20%以上、4社：15%以上	6点	受賞実績の有無 実績あり：6点	別紙 ②－(1)
			イ 優良な工事成績点の有無	大阪市水道局発注の配水管工事のうち、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成検査を受けて合格した工事が対象であり、その工事成績点（最高点）が、75点以上と判定された実績の有無（単価契約を除く） ※75点以上と判定された対象案件がある場合、全ての実績申告型の工事案件に申告できる。ただし、複数の実績を申告しても1実績のみを評価の対象とする。 ※共同企業体による施工の場合は、代表者または出資比率が次の構成員の実績に限る。 2社：30%以上、3社：20%以上、4社：15%以上	最大 5点	実績の有無 80点以上：5点 75点以上79点以下 ：4点	別紙 ②－(1)
			ウ 同種・類似工事の施工実績の有無	平成23年4月1日から入札書提出日までの間に、元請として完成引渡が完了した配水管工事（官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者が発注したもの）の施工実績の有無 ※対象となる工種（同種・類似工事） ・配水管工事（ダクタイル鋳鉄管や鋼管等を管材料とした有圧管路を布設する工事等） ・配水管の修繕工事、配水管を撤去するだけの工事は対象外 ※共同企業体による施工の場合は、代表者または出資比率が次の構成員の実績に限る。 2社：30%以上、3社：20%以上、4社：15%以上	3点	施工実績の有無 実績あり：3点	別紙 ②－(2)

※いずれも該当がない場合は、「0点」とする。

分類	項目		評価内容	配点	評価点	備 考
企業の技術力	直営技術力	直営施工の有無	令和3年4月1日から入札書提出日までの間に、元請として完成引渡が完了した配水管工事（官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者が発注したもの）のうち、主要工種である管工を直営施工した実績の有無 ※管工を直営施工した対象案件がある場合、全ての実績申告型の工事案件に申告できる。ただし、複数の実績を申告しても1実績のみを評価の対象とする。 ※管工の一部のみを直営で施工した実績（直営施工と下請施工の混在）を申告する場合は、施工体制台帳、又は施工体制図等により、直営による施工が明確に確認できるものでなければならない。 ※共同企業体による施工の場合は、代表者または出資比率が次の構成員の実績に限る。 2社：30%以上、3社：20%以上、4社：15%以上	最大5点	直営施工の実績の有無 管工・接合替工の両方 ：5点 管工のみ：3点	別紙 ③－(1)
		の直営施工 給水管工事	水道法に基づく大阪市内で給水装置工事を施工することができる大阪市指定給水装置工事事業者について、大阪市水道局による指定の有無 ※大阪市指定給水装置工事事業者としての指定がある場合、全ての実績申告型の工事案件に申告できる。	2点	指定の有無 指定あり：2点	別紙 ③－(2)
	体制整備	人員体制	本工事の配置予定技術者以外に、入札参加資格で定めた「配置予定技術者に求める要件」を満たす技術者を、別途1名以上雇用していることの有無 ※上記に該当する技術者が、現在別の工事に従事している場合においても可とする。 ※ただし、該当する技術者が2名以上雇用していても、1人の技術者のみを評価の対象とする。 ※該当する技術者は、入札公告又は公示文に定める日現在で常勤の自社保員であり、かつ当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が建設業法施行令第27条に規定する金額以上の場合は3カ月以上の恒常的な雇用関係を有する者とする。 ※「監理技術者」を配置する場合であっても、「配置予定技術者に求める要件」を満たしていれば「主任技術者」でも可とする。	1点	別途雇用の有無 雇用あり：1点	別紙 ④－(1)
		機械の保有状況 災害時に即応できる	災害時の復旧工事で使用する建設機械(注)を所有又はリース契約(1年を超える契約期間を有するもの)をしていることの有無 (注) 対象とする建設機械（大阪市が指定するもの） 下記の①～③のすべてを所有又はリース契約していること ① ダンプトラック（車種：2t以上） ② バックホウ（機種・規格：山積0.08m³～0.80m³（平積0.06m～0.60m³）） ③ コンクリートカッター、又はコンクリートブレイカーのいずれか ※1年を超える契約期間とは、開札日において契約期間中であり、かつ契約始期から契約終期までが1年を超える賃貸借契約のこととする（契約期間が1年間のものは該当しない） ※「ダンプトラック」については、最新の経営事項審査時において申請した「建設機械の保有状況」と同一のものとする	1点	建設機械の所有 又はリース契約の有無 あり：1点	別紙 ④－(2)

※いずれも該当がない場合は、「0点」とする。

分類	項目			評価内容	配点	評価点	備 考
配置予定技術者の技術力	施工経験	ア、イのうち、いずれかを選択して申告	有無	ア 優良な工事成績点の 大阪市水道局発注の配水管工事のうち、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの間に元請として完成・引渡が完了した工事が対象であり、監理技術者または主任技術者として従事した工事の成績点（最高点）が、７５点以上と判定された実績の有無（単価契約を除く） ※７５点以上と判定された対象案件がある監理技術者または主任技術者の場合、年度内の全ての実績申告型の工事案件に申告できる。ただし、複数の実績を申告しても１実績のみを評価の対象とする。 ※共同企業体による施工の場合は、代表者または出資比率が次の構成員の実績に限る。 ２社：３０％以上、３社：２０％以上、４社：１５％以上 ※全施工期間に従事したものに限り評価の対象とする。	最大 ５点	優良な工事成績点を有する技術者を配置 ８０点以上：５点 ７５点以上７９点以下：４点	別紙 ⑤－(1)
			有無	イ 同種・類似工事の経験の 平成２３年４月１日から入札書提出日までの間に、元請として完成・引渡が完了した配水管工事（官公庁、地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、鉄道事業者（特定目的鉄道事業者は除く）または軌道経営者が発注したもの）において、監理技術者または主任技術者としての経験の有無 ※対象となる工種（同種・類似工事） ・配水管工事（ダクタイル鋳鉄管を管材料とした有圧管路を布設する工事等） ・配水管の修繕工事、配水管を撤去するだけの工事は対象外 ※共同企業体による施工の場合は、代表者または出資比率が次の構成員の実績に限る。 ２社：３０％以上、３社：２０％以上、４社：１５％以上 ※全施工期間に従事したものに限り評価の対象とする。	３点	工事経験の有無 経験あり：３点	別紙 ⑤－(2)

※いずれも該当がない場合は、「０点」とする。

分類	項目			内容	配点	評価点	備 考
配置予定技術者の技術力	施工管理能力	① ～ ⑤ の い ず れ か を 選 択 し て 申 告	保有する資格	配置予定技術者が保有する国家資格等の有無。 ※対象となる国家資格等は、①技術士〔上下水道部門〕（総合技術監理部門含む）、②給水装置主任技術者、③1級土木施工管理技士、④1級建設機械施工技士、⑤1級管工事施工管理技士とする。 ※複数の対象資格を保有している場合、本項目においては、保有する対象資格のうち最も得点の高い1つの対象資格のみを評価の対象とする。また対象資格の保有数については、次項で評価する。 ※保有する全ての対象資格について、合格証明書、免許証又は登録証の写しを実績申告書と同時に提出すること。写しの提出がないなど対象資格の保有状況を確認できなかった場合は、本項目の評価点を「0点」とする。	最大 3点	保有する資格 ① 技術士〔上下水道部門〕 ：3点 ② 給水装置工事主任技術者 ：2点 ③ 1級土木施工管理技士 ④ 1級建設機械施工技士 ⑤ 1級管工事施工管理技士 ：1点	別紙⑥
		資格の複数保有		配置予定技術者の国家資格等の保有数。 ※対象となる国家資格等は、①技術士〔上下水道部門〕（総合技術監理部門含む）、②給水装置主任技術者、③1級土木施工管理技士、④1級建設機械施工技士、⑤1級管工事施工管理技士とする。 ※上記の①～⑤の対象資格のうち、配置予定技術者が保有する資格数に応じて評価する。 ※保有する全ての対象資格について、合格証明書、免許証又は登録証の写しを実績申告書と同時に提出すること。写しの提出がないなど対象資格の保有状況を確認できなかった場合は、本項目の評価点を「0点」とする。	最大 3点	保有する資格数 3個以上 ：3点 2個 ：2点	別紙⑥

※いずれも該当がない場合は、「0点」とする。

分類	項目		内容	配点	評価点	備 考
社会性・信頼性	地域貢献	災害時における被災地の復旧工事の従事実績	平成7年1月の阪神・淡路大震災以降、災害時（注）において、被災地で配水管又は給水管の応急復旧工事の従事した実績 （注）「災害」の範囲 一定規模の断水災害をもたらした自然災害または大規模事故 ※応急復旧工事に従事した実績としては、以下のいずれかの場合をいう。 ・大阪市水道局の要請により、災害時において、被災地で応急復旧工事（配水管又は給水管）に従事した実績 ・本市以外の他水道事業体の要請により、災害時において、被災地で応急復旧工事（配水管又は給水管）に従事した実績 ※災害時における被災地での復旧工事の従事実績がある場合、全ての実績申告型の工事案件に申告できる。ただし、複数の実績を申告しても1実績のみを評価の対象とする。	1点	従事実績の有無 実績あり：1点	別紙⑦

※いずれも該当がない場合は、「0点」とする。

令和8年4月版

実績申告書(自己採点表)

工事名称:

商号又は名称:

配置予定技術者氏名:

分類	評価項目(注1)	評価内容(注1)	評価基準(注1)	配点(注1)	得点(注3)	備考(注1)
企業の技術力	施工実績	ア) 優良成績評定事業者表彰受賞の有無	受賞実績有無	6	/ 6	令和3年度から令和7年度における受賞実績の有無。複数の受賞案件があっても1受賞案件のみを評価対象とする。
		イ) 優良な工事成績点の有無	①80点以上	5		令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に完成検査を受け、合格した工事が対象。複数の実績があっても1実績のみを評価対象とする。
			②75点以上79点以下	4		
		ウ) 同種・類似工事の施工実績の有無	同種・類似工事の実績有無	3		平成23年4月1日から入札書提出日までに元請として完成・引渡が完了した同種・類似工事の実績。複数の実績があっても1実績のみ対象とする。
	直営技術力	直営施工の有無	①主要工種のうち、管工(配水管工事)及び接合替工(給水管工事)の両方を直営施工	5	/ 5	令和3年4月1日から入札書提出日までに元請として完成・引渡が完了した工事に対する直営施工実績
			②主要工種のうち、管工(配水管工事)のみの直営施工	3		
	給水管工事の直営施工	大阪市指定給水装置工事事業者	指定有無	2	/ 2	
体制整備	人員体制	配置予定技術者に求める資格要件を満たす技術者の雇用状況	本工事の配置予定技術者以外に、同様の資格要件を満たす技術者を1名以上雇用	1	/ 1	
	災害時に即応できる機械の保有状況	災害時の復旧工事で使用する建設機械を所有又はリース契約(1年を超える契約期間を有するもの)をしている	建設機械の所有又はリース契約の有無	1	/ 1	
配置予定技術者の技術力	施工経験	ア) 優良な工事成績点の有無	①80点以上	5	/ 5	令和3年4月1日から令和8年3月31日までに元請として完成・引渡が完了した工事が対象。全施工期間に従事したものに限り評価の対象とする。複数案件があっても1案件のみを評価対象とする。
			②75点以上79点以下	4		
	施工管理能力	イ) 同種・類似工事の経験の有無	同種・類似工事経験有	3	/ 3	平成23年4月1日から入札書提出日までに元請として完成・引渡が完了した同種・類似工事が対象。全施工期間に従事したものに限り評価の対象とする。複数の実績があっても1実績のみ対象とする。
		①～⑤のいずれか	①技術士[上下水道部門](総合技術監理部門含む)	3		
	資格の複数保有(加算点)	保有する資格数(上記①～⑤)(配置技術者の資格取得状況)	②給水装置工事主任技術者	2	/ 3	複数保持していても、1点とみなす
			③1級土木施工管理技士 ④1級建設機械施工技士 ⑤1級管工事施工管理技士	1		
信託社会性	地域貢献	災害時における被災地での復旧工事の従事実績	平成7年1月阪神・淡路大震災以降、災害時において、被災地で配水管又は給水管の応急復旧工事の従事した実績	1	/ 1	本市以外の他水道事業体の要請による被災地での応急復旧工事の実績も含む
基礎項目(注2)(網掛け項目)の合計点					0	【物件等級A、B、C】基礎項目で3点以上、又は、全項目が5点以上であること 【物件等級D】基準点による審査は行わない
全項目の合計点					0	

(注1) 次年度以降の入札公告案件の審査に用いる評価項目、配点、及び事後審査時に提出を求める資料一式等については、別途定め、追って公表します。また、評価基準点をはじめ、評価項目や配点方法については、今後、学識経験者の意見を聴取し、適宜、見直しを行います。

(注2) 企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験を評価する項目

(注3) 0点であっても得点は必ず記載(プルダウン選択)してください。「得点」のいずれか又はすべての項目を選択していない場合(空欄の場合)は、入札を無効とします。